

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき 250 円
1時間につき 190 円
1時間につき 160 円
1時間につき 240 円
1時間につき 120 円
1時間につき 120 円
1時間につき 60 円
1時間につき 80 円
1時間につき 40 円

」を

「

1時間につき 200 円
1時間につき 220 円
1時間につき 190 円
1時間につき 280 円
1時間につき 140 円

1時間につき 140円
1時間につき 70円
1時間につき 100円
1時間につき 50円

」に、

「

1回につき 270円 回数券 12枚つづり 2,700円
1回につき 780円 回数券 12枚つづり 7,800円
1泊につき 1,100円
1泊につき 720円
1泊につき 1,650円

」を

「

1回につき 320円 回数券 12枚つづり 3,200円
1回につき 930円 回数券 12枚つづり 9,300円
1泊につき 1,320円
1泊につき 860円
1泊につき 1,980円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。